

芥北町サッカー協会規約

- 第 1 条（名称） 本会は、芥北町サッカー協会と称す。
- 第 2 条（事務局） 本会は、事務局を芥北町役場内に置く。
- 第 3 条（目的） 本会は、サッカーの技術向上を図り、サッカー人口の増加を図ることを目的とする。
- 第 4 条（事業） 本会は、前条目的達成のため主に次の事業を行う。
1. サッカー初心者（子ども）の技術指導。
 2. 各カテゴリーの大会の開催。
 3. 指導者等の技術向上のための講習会。
 4. その他本会の目的達成に必要な事項。
- 第 5 条（組織） 芥北町民、町内に職を有する者及び芥北町出身者で登録された者によって組織する。
- 第 6 条（役員） 本会は次の役員を置く。
1. 会長（1名）
 2. 副会長（1名）
 3. 統括（1名）
 4. 社会人部会代表（若干名）
 5. 中学校部会代表（1名）
 6. 小学校部会代表（1名）
 7. キッズ部会代表（1名）
 8. 審判部会（1名）
 9. 技術部会（1名）
 10. 監事（1名）
 11. 事務局（1名）*高校部会は、社会人部会とする。
- 第 7 条（会長） 会長は、役員で推挙する。会長は、本会を代表して会務を統括し、役員会を招集する。
- 第 8 条（副会長） 副会長は、役員で推挙する。副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- 第 9 条（各部会代表） 各部会代表は、本会の重要事項を協議決定する。
- 第 10 条（事務局） 事務局は本会事務及び会計業務を行う。
- 第 11 条（監事） 監事は、役員で推挙し、本会の財務を監査する。
- 第 12 条（任期） 役員の内任期は 1 年とするが、本人の辞退申出がない限り自動更新とする。
- 第 13 条（役員会議） 役員会議は、会長が招集し、会員の 2 分の 1 以上の出席をもって開会することとする。会議に出席できない場合は、書面をもって出席に代える事ができる。
- 第 14 条（その他） 緊急時等は、会長又は副会長及び各部会代表で協議決定することができる。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。